

広島県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十四年四月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十三年広島県選挙管理委員会告示第五十三号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十三年一月二十六日提出の「栗原俊二後援会」の平成二十二年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
栗原俊二後援会	収入・支出の総額	収入・支出の総額	
	収入総額	収入総額	696,878 円
	(本年の収入額)	(本年の収入額)	696,878 円
	支出総額	支出総額	630,506 円
	収入の内訳	収入の内訳	696,878 円
	寄附	寄附	425,975 円
	寄附 (政党匿名寄附を除く)	寄附 (政党匿名寄附を除く)	425,975 円
	個人からの寄附	個人からの寄附	290,000 円
	借入金	借入金	270,900 円
	栗原 俊二	栗原 俊二	270,900 円
寄附の内訳	寄附の内訳	425,975 円	
個人からの寄附	個人からの寄附	290,000 円	
栗原 俊二	栗原 俊二	240,000 円	
広島市安佐南区	広島市安佐南区	630,506 円	
支出の内訳	支出の内訳	630,506 円	
経常経費	経常経費	331,781 円	
事務所費	事務所費	331,781 円	
政治活動費	政治活動費	298,725 円	
機関紙誌の発行その他の事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	298,725 円	
宣伝事業費	宣伝事業費	298,725 円	